

令和3年 第1回定例会

湖周行政事務組合議会会議録

令和3年 3月17日 開会
令和3年 3月17日 閉会

湖周行政事務組合議会

令和3年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録目次

第1号（3月17日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○組合長挨拶	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○組合長挨拶	14
○閉会の宣告	15
○署名議員	16

会 期 日 程

令和3年第1回湖周行政事務組合議会定例会

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	摘 要
第1日	3月17日	水	午後 3 : 4 0	○本 会 議 ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・組合長挨拶 ・議案上程、説明、質疑後即決 ・閉会

令和3年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和3年3月17日(水)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 組合長挨拶
- 日程第 4 議案第1号 令和2年度湖周行政事務組合会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第2号 令和3年度湖周行政事務組合会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	渡辺太郎	議員	2番	今井康善	議員
3番	岩波万佐巳	議員	4番	牛山智明	議員
5番	小松 壮	議員	6番	笠原征三郎	議員
7番	金井敬子	議員	8番	岩村清司	議員
9番	廻本多都子	議員	10番	伊藤浩平	議員
11番	松井節夫	議員	12番	野沢弘子	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

組 合 長	今井竜五君	副 組 合 長	金子ゆかり君
副 組 合 長	宮坂 徹君	副 組 合 長	小口道生君
諏 訪 市 長	渡辺高秀君	下 諏 訪 町 長	山田英明君
副 市 長		副 町 長	
事 務 局 長	伊藤祐臣君	会 計 管 理 者	小坂英之君
岡 谷 市 長	百瀬邦彦君	岡 谷 市 民 環 境 部 長	伊藤雅章君
岡 谷 市 民 環 境 部 長		岡 谷 市 民 環 境 課 長	
諏 訪 市 民 部 長	花岡光昭君	諏 訪 市 民 部 長	榎尾政行君
諏 訪 市 民 部 長		生 活 環 境 課 長	
下 諏 訪 町 住 民 環 境 課 長	中澤 務君	総 務 建 設 課 長	五味裕史君
下 諏 訪 町 住 民 環 境 課 長			
総 務 建 設 課 計 画 係 長	長島一幸君		

議会事務局職員出席者

局 長	中村良則	次 長	伊藤 恵
統 括 主 幹	三村田 卓	主 幹	宮坂 征憲

開会 午後 3時40分

◎開会の宣告

○議長（伊藤浩平議員） これより令和3年第1回湖周行政事務組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（伊藤浩平議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤浩平議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、4番 牛山智明議員、9番 廻本多都子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤浩平議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎組合長挨拶

○議長（伊藤浩平議員） 日程第3 組合長より御挨拶をお願いいたします。

組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 令和3年第1回湖周行政事務組合議会定例会の開会に当たり、挨拶を申し上げます。

本年度は世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった1年であり、国内におきましても1月8日に二度目の緊急事態宣言が発出されました。住民生活に与える影響は大きく、幅広い業種への休業要請や外出自粛により多くの制約を余儀なくされました。

県内では3月に入り新規感染者数が増加傾向にあるほか、長野市では集団感染が発生をし、長野圏域の警戒レベルを3に引き上げるなど、いまだ予断を許さない状況であります。

当組合といたしましても、引き続き感染予防の徹底により、住民生活及び産業活動に欠かせない廃棄物処理の安定的な事業継続に万全を期してまいります。

本日は、令和2年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）、令和3年度湖周行政事務組合会計予算の2議案を提案申し上げるものでございます。

令和2年度補正予算は、最終処分場整備に係る事前調査が令和2年度において一部着手できたものの、年度内で全ての業務が完了に至らないことから、それに係る調査費用を減額するものであります。

次に、令和3年度当初予算でございます。総額10億2,248万3,000円を計上いたしました。

歳入は、組織市町からの負担金、国からの循環型社会形成推進交付金、売電収入、組合債、一般廃棄物処理手数料が主なものとなります。循環型社会形成推進交付金は対象事業費の3分の1相当額を計上しております。

歳出は、議会費、総務費、衛生費、公債費、予備費で構成しております。

総務費につきましては、事務局職員の人件費と、組合運営に必要な経費として、総額6,979万6,000円を計上しております。

衛生費につきましては、中間処理施設関連といたしまして、施設の整備・運営費、中間処理施設から発生する焼却灰の委託処理費等、また最終処分場施設整備関連といたしまして事前調査費用等、総額5億4,890万1,000円を計上しております。

公債費につきましては、組合債元金に係る起債の償還金3億9,079万8,000円、

組合債利子に係る起債の償還金750万7,000円、総額3億9,830万5,000円を計上しております。

以上が令和3年度予算の大要であります。本組合の事業推進に当たり必要不可欠な予算でございますので、令和2年度補正予算と併せて、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤浩平議員） 日程第4 議案第1号 令和2年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長（伊藤祐臣君） それでは、議案第1号 令和2年度湖周行政事務組合会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

今回の補正内容ですが、令和2年度当初予算のうち、最終処分場整備に伴う事前調査業務について、令和2年度において一部着手できたものの、年度内での全ての業務が完了に至らないことから、それに係る費用を減額するものであります。

それでは、予算書に沿いまして説明いたします。初めに、10ページ、11ページをお開きください。事項別明細書、歳出から説明いたします。

3款衛生費1項清掃費1目最終処分場施設整備費8,033万5,000円の減額は、最終処分場施設整備費の予算全体として9,043万6,000円を計上しておりましたが、そのうち12節委託料の設計計画等委託料を7,263万5,000円、16節公有財産購入費の土地購入費を770万円減額するものであります。

8ページ、9ページへお戻りください。2歳入について説明いたします。

1款分担金及び負担金1項1目負担金1節関係市町負担金5,412万3,000円の減額は、最終処分場施設整備費に係る建設費負担金によるものであります。

2款国庫支出金1項1目国庫支出金1節循環型社会形成推進交付金は最終処分場整備費に対する交付金であり、令和2年度の執行額に合わせて2,411万2,000円（同日

「2, 421万2, 000円」の訂正あり)を減額するものであります。

4款組合債1項1目衛生債1節一般廃棄物処理事業債も交付金同様、最終処分場整備費に対する起債であり、200万円の全額を減額するものであります。

以上の内容につきまして、6、7ページが歳入と歳出の総括になっております。

続きまして、2ページへお戻りください。第1表歳入歳出予算補正、1歳入及び3ページの2歳出は、それぞれ所定の書式によってお示しをしております。

おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。第2表債務負担行為の補正であります。限度額1, 308万7, 000円の債務は、2か年の調査であります生活環境影響調査に係る令和3年度分の事業費に対するものとして計上したものであります。令和2年度補正におきまして、最終処分場施設整備費の委託料に関して、令和2年度の執行状況に合わせて減額補正をし、残額については令和3年度以降の執行となることから、債務の変更をいたすものであります。限度額を8, 305万5, 000円とし、執行期間を令和3年度から令和4年度まで変更いたします。

5ページを御覧ください。第3表地方債の補正であります。令和2年度は起債対象業務が未実施であるため、一般廃棄物処理事業債を廃止するものであります。

次に、12、13ページを御覧ください。先ほど説明させていただいた、債務の限度額を8, 305万円5, 000円と変更した債務負担行為の調書、一般廃棄物処理事業債の200万円が減額された地方債の調書となります。

1ページへお戻りください。令和2年度湖周行政事務組合会計補正予算(第1号)第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8, 033万5, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1, 275万5, 000円といたすものであります。

以下については説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

一部訂正をお願いいたします。8、9ページでございますが、2款国庫支出金1項1目国庫支出金1節循環型社会形成推進交付金は、最終処分場整備費に対する交付金であり、令和2年度の執行額に合わせて2, 411万2, 000円と答弁いたしましたが、2, 421万2, 000円に訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(伊藤浩平議員) これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤浩平議員） 日程第5 議案第2号 令和3年度湖周行政事務組合会計予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

組合事務局長。

〔組合事務局長 伊藤祐臣君 登壇〕

○組合事務局長（伊藤祐臣君） それでは、議案第2号 令和3年度湖周行政事務組合会計予算につきまして説明いたします。

事項別明細書から説明してまいりますので、お手元予算書の6ページ、7ページをお開きください。

1 総括について説明いたします。湖周行政事務組合会計予算総額は、歳入歳出10億2,248万3,000円で、前年度比2,939万3,000円の増となっております。増の主な理由としましては、諏訪湖周クリーンセンターの運営は20年間の長期委託契約を締結しておりますが、施設の安定的運転の継続に向けて、計画的補修等を見越した経費が必要となることから、運営委託料の増額によるものであります。

最初に、歳出の主なものについて説明申し上げますので、予算書の12、13ページをお開きください。

3歳出、第1款議会費であります。1項1目議会費は48万1,000円の計上で、前年度比4万1,000円の減であります。この経費は議会運営に要する経費であります。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。第2款総務費でございます。1項1目一般管理費は6,979万6,000円の計上で、前年度比884万2,000円の減であります。この経費は組合事務局運営に要する経費でございます。

1節報酬から4節共済費までの合わせて6,380万6,000円は、職員7名分と会計年度任用職員1名分の人件費等であります。

8節旅費18万8,000円は、議員による先進施設視察、また、国からの特定財源である循環型社会形成推進交付金の予算確保や、交付対象事業の拡充に向けての国等への要望活動経費を計上いたしました。

10節需用費136万3,000円は、消耗品費、燃料費、食糧費等であります。

12節委託料16万3,000円は、ホームページの管理委託料14万5,000円と、会計年度任用職員の健診委託料1万8,000円となります。

13節使用料及び賃借料183万4,000円は、有料道路通行料、公用車両リース料、財務会計システム使用料、駐車場使用料であります。

18節負担金補助及び交付金175万6,000円は、全国都市清掃会議負担金、OA機器利用負担金、会計事務職員人件費負担金等でございます。

次に16ページ、17ページをお開きください。第3款衛生費でございます。1項1目中間処理施設整備費は170万円の計上であり、前年度は予算計上がなかったため皆増となります。この予算は、近年の豪雨等により、諏訪湖周クリーンセンター敷地内の、のり面の不安定危険箇所の補修工事費用として計上いたしました。

1項2目最終処分場施設整備費は8,117万9,000円の計上で、前年度比925万7,000円の減であります。この予算は最終処分場施設整備に必要となる事前調査等の業務に要する経費でございます。予算減の主な要因につきましては、最終処分場施設整備に係る委託料について、令和2年度に一部業務を実施しており、部分払いを行ったことから、残業務費用について予算計上を行っているためであります。

8節旅費11万8,000円は、最終処分場建設候補地地元住民による先進施設視察に係る旅費であります。

10節需用費35万円は、最終処分場整備に伴う事務用消耗品費、先進施設視察に係る燃料費であります。

1 2 節委託料 7, 1 1 1 万円は、令和 2 年度補正予算で減額した既契約業務である測量、地質、生活環境影響調査業務費用を計上しております。

1 6 節公有財産購入費 7 7 0 万円は、最終処分場建設地の土地購入費であります。

1 項 3 目中間処理施設運営費は 3 億 5, 2 9 9 万 9, 0 0 0 円の計上で、前年度比 4, 0 0 9 万 9, 0 0 0 円の増であります。この予算は諏訪湖周クリーンセンターの運営に要する経費であります。予算増の主な要因としましては、施設の計画的補修等を見越した運営委託料の増額によるものであります。

1 2 節委託料 3 億 5, 0 4 6 万 8, 0 0 0 円は、諏訪湖周クリーンセンターの運営管理委託、DBO 事業の運営モニタリング支援業務委託、広報誌作成委託料等であります。

1 8 節負担金補助及び交付金 5 7 万 2, 0 0 0 円は汚染負荷量賦課金であり、これは公害健康被害の補償等に関する法律に規定する、大気汚染系疾病に係る被認定者の補償給付等に要する費用の財源に充てるために、ばい煙発生施設等設置者から徴収されるものであります。

次に、1 項 4 目残渣処理費は 1 億 1, 3 0 2 万 3, 0 0 0 円の計上で、前年度比 5 7 3 万 4, 0 0 0 円の増であります。この予算は焼却灰の民間委託に要する経費でございます。予算増の主な要因につきましては、灰処理単価等の増加を見越しているためであります。

8 節旅費 2 4 万 6, 0 0 0 円は、灰処理の民間委託先地元自治体への事前協議、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、同法施行規則に基づく民間委託先施設の現地確認に要する経費であります。

1 2 節委託料 1 億 1, 1 9 3 万 5, 0 0 0 円は、ごみの焼却により発生した灰の処理を民間業者 8 社 9 施設へ委託処理する経費であります。

1 8 節負担金補助及び交付金 7 7 万 5, 0 0 0 円は、民間委託先の一つであります三重中央開発株式会社の所在する地元、三重県伊賀市への環境保全負担金であります。

次に、1 8 ページ、1 9 ページをお開きください。第 4 款公債費であります。1 項 1 目元金は 3 億 9, 0 7 9 万 8, 0 0 0 円の計上で、前年度比 7 7 万 5, 0 0 0 円の増であります。この予算は、諏訪湖周クリーンセンター建設工事及び岡谷市清掃工場解体工事に係る起債元金償還費用であります。

1 項 2 目利子は 7 5 0 万 7, 0 0 0 円の計上で、前年度比 7 7 万 5, 0 0 0 円の減であります。この予算は、諏訪湖周クリーンセンター建設工事及び岡谷市清掃工場解体工事に係る起債利子償還に要する経費であります。

次に 2 0 ページ、2 1 ページをお開きください。第 5 款 1 項 1 目予備費は、前年度と同額

の500万円の計上でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、8ページ、9ページへお戻りください。2歳入につきまして説明いたします。

第1款分担金及び負担金1項1目負担金は7億3,218万7,000円の計上で、前年度比5,073万7,000円の増であります。この予算は組織市町からの負担金であり、それを財源とする事業の内容により、事務費負担金、建設費負担金、運営費負担金、公債費負担金に分かれております。なお運営費負担金は、中間処理施設運営費、残渣処理費から諏訪湖周クリーンセンターへの一般廃棄物処理持込手数料と売電収入額等を差し引いた額となります。

第2款国庫支出金1項1目国庫支出金は2,370万3,000円の計上で、前年度比231万5,000円の減であります。この予算は最終処分場施設整備費に対する国からの循環型社会形成推進交付金であり、交付金対象となる事業費の3分の1の額を計上しております。

第3款諸収入1項1目雑入は1億1,734万4,000円の計上で、前年度比1,400万8,000円の減であります。この予算は諏訪湖周クリーンセンターの熱回収に伴う余剰電力の売電収入等であります。予算減の主な要因としては、売電に係る国の激変緩和措置の終了に伴い、令和3年度の売電単価の下落を想定しているためであります。

第4款組合債1項1目衛生債は、前年度と同額の200万円の計上であります。この予算は、最終処分場整備に係る測量調査費の一部につき起債が認められている一般廃棄物処理事業債であります。

第5款使用料及び手数料1項1目使用料及び手数料は1億4,724万9,000円の計上で、前年度比502万1,000円の減であります。この予算は諏訪湖周クリーンセンターの一般廃棄物処理手数料であります。諏訪市の家庭系ごみの有料化、新型コロナウイルスの影響等によるごみ量の減少を考慮し計上いたしました。また、滞納繰越分の収入として、諏訪市の事業系手数料であります。7万4,000円を計上しております。

以上が歳入の事項別明細書の説明となります。

予算書の22ページから26ページまでは給与費明細書、27ページは債務負担行為に関する調書、28ページは地方債現在高に関する調書であり、それぞれ所定の書式によりお示ししておりますので、説明は省略させていただきます。

1ページへお戻りください。令和3年度湖周行政事務組合会計予算、第1条第1項は、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,248万円3,000円と定めるものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算は、先ほど説明いたしました事項別明細書を総括したものであります。

第2条は地方債であります。4ページの第2表を御覧ください。最終処分場整備に係る測量調査費の一部につき一般廃棄物処理事業債充当が認められていることから、限度額等を設定するものであります。

以上で議案第2号の説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤浩平議員） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岩村清司議員。

○8番（岩村清司議員） 17ページをお願いします。最終処分場施設の整備事業ですけれども、今年度、地下水流動調査ということで辰野町の住民の人たちから了解をいただいて調査したわけですけれども、ここに来年度も調査等委託料と7,111万円が計上されていますけれども、この調査等は、水質、今年度やったんですけれども、来年度はどんな調査があったという形で、ちょっと概略を教えてください。

○議長（伊藤浩平議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 残業務につきましては、測量につきましては、おおむね約7万平米の測量を予定しているところでございますが、具体的な測量業務、現地測量それから用地の関係の測量等については未着手でございます。一部測量したものについては基準点の測量等々で、ほんの一部でございます。

ボーリングの調査に関しましては、6か所ほどのボーリング調査を予定しておりましたが、現在1か所しかボーリング調査をやっておりませんので、残り理解が得られれば5か所ほどのボーリング調査、そういったものがまだ残っております。

環境影響調査につきましては、一部地下水流動調査、地下水流動の調査を行っておりますが、残業務については生活環境アセスに係る大気、植物、動植物、環境影響、そういったところの全般の業務が残っております、地下水流動の調査についてもごく一部でございますので、大半が残っております。

以上でございます。

○議長（伊藤浩平議員） ほかにございますか。

今井康善議員。

○2番（今井康善議員） 2番、今井康善です。何点かお聞きしたいんですが、ただいまの16ページ、3款2項12節委託料の部分なんですけれども、測量費、地質調査、生活環境影響調査ということでしたが、その内訳について、まず教えていただきたいと思います。

それと、3項12節の施設運営委託料についてですが、先ほどの説明では計画的補修の委託費の増額分というような説明がありました。20年間の運営費に対する影響があるのか、20年間の総額に対する影響があるのかお聞きしたいと思います。

それと8ページ、歳入についての5款1項1目1節の衛生手数料についての滞納繰越分についての7万4,000円なんですけど、昨年と同様の計上をされているようなんですけど、その内容について教えていただきたいと思います。

あと総務費に当たると思うんですが、中間処理施設がオープン的时候にイメージソングみたいなものが作られて、今使用されているのかどうかちょっと分かりませんが、令和3年度において、そのような活用について考えられているのかどうかお聞かせください。

○議長（伊藤浩平議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） それでは、お答えさせていただきます。業務の内訳でございますが、測量調査費用について2,490万円、地質調査につきましてが1,833万9,000円、生活環境アセスにつきましてが2,787万1,000円という形が内訳でございます。

中間処理施設の20年間の運営の今後への影響等についてですが、中間処理施設の運営は20年間の契約を既に終わっております。約70億円の契約をしております。できるだけ平準化する形での計画を盛っておりますが、5年、10年、15年、20年、節目の年における施設ハード的な対応等も必要になってくるというようなことで、一番大きく体力が要るところが令和12年頃が体力が要る頃になってきますが、4億をちょっと超えるぐらいのところが一番体力の要るところになります。しかしながら、できるだけ平準化する形での予算計上を考えていきます。

手数料に関しての滞納繰越分でございますが、前年同様の滞納繰越額になっておりまして、諏訪市の事業系の滞納繰越、2か月分の未納分、努力はしておりますが、収入に至っていないということでございます。

イメージソングの活用でございます。イメージソングの活用につきましては、できるだけ

アナウンスをしているところでございます。今年はコロナの関係で見学対応が少なかったわけですが、見学対応の際にはイメージソングを流す形でPRをしていくということで、令和3年度継続的な活用を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤浩平議員） 今井康善議員。

○2番（今井康善議員） 分かりました。中間処理施設の建設費についてなんですけれども、具体的な内容について、どんな修繕が行われるのか。それについて最後お聞かせください。

○議長（伊藤浩平議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 一番体力の要るところというのは、バグフィルターといって排ガス施設の消耗品の関係、ろ布バグフィルター、こういったところが10年、15年経過後あたりのところから出てきますし、日々のところで5年単位ぐらいでいくと、やっぱり耐火れんがです。ストーカ炉内の耐火れんが。これがやはり耐火れんが自体の値段は大して高くはないわけなんですけれども、やはり炉を一旦止める仮設費用等々、多額な費用がかかってくる。耐火れんが等々が日々日常影響してくる補修というふうにお考えいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤浩平議員） ほかにございますか。

岩波万佐巳議員。

○3番（岩波万佐巳議員） すみません、4月から諏訪市のほうは、ごみの有料化が始まります。先ほどの説明の中で、歳入のほうでその影響が出るんじゃないかということで減額がされていましたが、ほかに何か諏訪市のごみの有料化に対して影響のあるものとか考慮されたというような項目等あったら教えていただきたいです。

○議長（伊藤浩平議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 諏訪市のごみの有料化、家庭系のごみの有料化が4月1日からされます。組合収入となるところにつきましては、中間処理の湖周クリーンセンターに持ち込んでくるごみだけです。そのほかの日々の定位置に出されるごみは、証紙を貼られてごみ袋のほうに転嫁されるものですから、収入としては諏訪市のほうに入る。実際に中間処理施設である湖周クリーンセンターへの持込みというのは、諏訪市のほうは少のうございます。年間約二、三百トンくらいしか直接持ち込む方はおられませんので、金額への影響は、組合としてはさほどありません。以上でございます。

○議長（伊藤浩平議員） 岩波万佐巳議員。

○3番（岩波万佐巳議員） 減ってくることによって、ほかの負担金とか運営費とか、そういうようなものに対する割合とかそういうものは特に影響はないということですか。

○議長（伊藤浩平議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 当然のことながら運営委託費の負担金として諏訪市からいただく分は、今言いました持込み手数料を差し引いた額をいただくものですから、諏訪市としては組合への負担金というものは、去年よりは少なくなっています。以上でございます。

○議長（伊藤浩平議員） 岩波万佐巳議員。

○3番（岩波万佐巳議員） どのくらいを見込んでいらっしゃいますか。

○議長（伊藤浩平議員） 組合事務局長。

○組合事務局長（伊藤祐臣君） 先ほど言いましたように、200トン掛ける、10キロ110円でございます。先ほど言いました約200トン掛ける、200トンから300トンの持込み手数料が諏訪市の分として影響しますので、200トン掛けることのトン当たり単価が収入の増となるということでございます。

○議長（伊藤浩平議員） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤浩平議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎組合長挨拶

○議長（伊藤浩平議員） 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉会前に組合長の御挨拶をお願いいたします。

組合長。

[組合長 今井竜五君 登壇]

○組合長（今井竜五君） 令和3年第1回湖周行政事務組合議会定例会の閉会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

本日は、組合側から提出いたしました令和2年度湖周行政事務組合会計補正予算及び令和3年度湖周行政事務組合会計予算につきまして、慎重な御審議の上、御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

最終処分場整備につきましては、科学的データを得るための調査を引き続き実施し、情報共有、共通認識を図り、信頼関係を継続し、事業推進に向けて、今までと同様、慎重かつ丁寧な協議を進めてまいります。

議員各位におかれましても、引き続き当組合の事業に対しまして御理解と御協力賜りますよう、お願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤浩平議員） これにて、令和3年第1回湖周行政事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 4時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

湖周行政事務組合議会議長 伊藤 浩平

湖周行政事務組合議会議員 牛山 智明

湖周行政事務組合議会議員 廻本 多都子